

改正後	現行
<p>である。</p> <p>第三 児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)に係る従業者の員数(基準第5条)</p> <p>基準第5条は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。<u>以下(1)において同じ。</u>)に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 児童指導員又は保育士(基準第5条第1項第1号)</p> <p>「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。</p> <p>(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。</p> <p>また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。</p> <p>(削る)</p>	<p>のである。</p> <p>第三 児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)に係る従業者の員数(基準第5条)</p> <p>基準第5条は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 児童指導員又は保育士(基準第5条第1項第1号)</p> <p>「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。</p> <p>(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。</p> <p>また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。</p> <p><u>令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、基準第5条第1項第1号の員数に加えることができるものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>③ 機能訓練担当職員(基準第5条第2項)</p> <p>指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととする。</p>	<p>② 児童発達支援管理責任者(基準第5条第1項第2号)</p> <p>児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定児童発達支援事業所ごとに置くこととしたものである。</p> <p>③ 機能訓練担当職員(基準第5条第2項)</p> <p>指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理<u>指導</u>担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととする。</p> <p>④ 看護職員(基準第5条第2項)</p> <p>指定児童発達支援事業所において、基準第5条第2項に規定する医療的ケア(以下単に「医療的ケア」という。)を行う場合には、看護職員を置くこととする。</p> <p>なお、以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>ウ 当該指定児童発達支援事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定</p>

改正後	現 行
<p>⑥ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に係る従業者の員数(基準第5条第4項)</p> <p>基準第5条第4項は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、そのうち機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時</p>	<p>特定行為業務従事者が特定行為を行う場合</p> <p>⑤ 児童指導員等としての配置(基準第5条第3項・第7項)</p> <p>機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を配置する場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、第5条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>ただし、当該規定により、機能訓練担当職員等を第5条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>なお、ここでいう半数は、基準第5条第1項第1号により必要とされる員数に対して半数とする。</p> <p>(例) 定員10人の事業所において、児童指導員を1名、看護職員を3名配置している場合、定員10人に対して、第5条第1項第1号により配置する従業者は2名であり、その半分が児童指導員又は保育士であれば良いため、第5条第7項の要件を満たすことになる。</p> <p>⑥ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に係る従業者の員数(基準第5条第4項)</p> <p>基準第5条第4項は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、そのうち機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時</p>

改正後	現 行
<p>間帯については、置かないことができると定めたものである。ただし、指定児童発達支援事業所に機能訓練担当職員は必ず置くものであり、<u>機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。</u></p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限</p>	<p>間帯については、置かないことができると定めたものである。ただし、指定児童発達支援事業所に機能訓練担当職員は必ず置くものであり、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。</p> <p>⑦ 指定児童発達支援の単位(基準第5条第5項)</p> <p>指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)が必要となるものである。</p> <p>⑧ 児童発達支援管理責任者と他の職務との兼務について(基準第5条第8項)</p> <p>指定児童発達支援事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限</p>

改正後	現行
<p>る。_)に係る従業者の員数(基準第6条)</p> <p>基準第6条は、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)</u>第63条において児童発達支援センターに義務づけている職員配置を指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。<u>以下(2)において同じ。)</u>の指定児童発達支援の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p><u>なお、旧医療型児童発達支援事業所については、令和6年改政府令附則第2条の規定により、令和9年3月31日までの間は、基準第6条の規定にかかわらず、なお従前の例(令和6年改政府令第1条の規定による改正前の基準(以下「旧基準」という。)</u>第56条の規定)によることができるものとする。</p> <p><u>また、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けている旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所についても、令和6年改政府令附則第4条の規定により、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例(旧基準第6条第4項又は第5項の規定)によることができるものとする。</u></p> <p>① <u>基準第6条第3項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者を、診療所として必要とされる数、置かなければならないことを定めたものである。</u></p> <p>② <u>基準第6条第4項は、機能訓練担当職員等を配置する場合におい</u></p>	<p>る)に係る従業者の員数(基準第6条)</p> <p>基準第6条は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第63条において<u>福祉型</u>児童発達支援センターに義務づけている職員配置を指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の指定児童発達支援の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>基準第6条第3項は、機能訓練担当職員又は看護職員を配置する</u></p>

改正後	現行
<p>て、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、第6条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。</p> <p>③ 基準第6条第5項は、②により、機能訓練担当職員等を、基準第6条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、その半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないことを定めたものである。</p> <p>(削る)</p> <p>また、ここでいう半数は、基準第6条第1項第2号のイにより必要とされる員数に対して半数とする。</p> <p>④ 基準第6条第7項は、同条第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者のうち同条第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員について併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</p>	<p>場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、第6条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。</p> <p>② 基準第6条第6項は、①により、機能訓練担当職員等を、基準第6条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、その半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないことを定めたものである。</p> <p><u>なお、当該規定は、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には適用されない。</u></p> <p>また、ここでいう半数は、基準第6条第1項第2号のイにより必要とされる人数に対して半数とする。</p> <p>(例) 定員40人の事業所において、児童指導員を3名、保育士を3名、機能訓練担当職員を4名、看護職員を4名配置している場合、定員40人に対して、基準第6条第1項第2号のイにより配置する児童指導員等は10名であり、その半分が児童指導員又は保育士であれば良いため、基準第6条第6項の要件を満たすことになる。</p> <p>③ 基準第6条第8項は、同条第1項から第5項(第1項第1号を除く)に掲げる従業者のうち第1項第3号の栄養士及び第4号の調理員について併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</p>

改正後	現行
<p>⑤ <u>基準第6条第8項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合に置くべき診療所として必要とされる従業者について、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</u></p> <p>⑥ <u>基準第6条第9項は、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進の観点から、保育所等に通う児童と指定児童発達支援事業所に通う障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者について、保育所等に通う児童への保育に併せて従事させることを認めたものである。</u></p> <p>(3) 管理者(基準第7条)</p> <p>指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② <u>同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適切かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の</u></p>	<p>(3) 管理者(基準第7条)</p> <p>指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② <u>同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等に</u></p>



改正後	現 行
<p><u>対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合</u>（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、<u>事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定児童発達支援事業所に駆け付けることができない体制となっている場合</u>などは、管理業務に支障があると考えられる。）</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る設備（基準第9条）</p> <p>指定児童発達支援事業所（<u>児童発達支援センターであるものを除く。</u>）とは、指定児童発達支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向向いて指定児童発達支援を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に係る設備（基準第10条）</p> <p>基準第10条は、設備運営基準第62条において児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定児童発達支援事業所（<u>児童発達支援センターであるものに限る。以下(2)において同じ。</u>）においても定めたものである。</p> <p><u>基準第10条第2項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不</u></p>	<p><u>おいて入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合</u>などは、管理業務に支障があると考えられる。<u>ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。</u>）</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）に係る設備（基準第9条）</p> <p>指定児童発達支援事業所とは、指定児童発達支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向向いて指定児童発達支援を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）に係る設備（基準第10条）</p> <p>基準第10条は、設備運営基準第62条において<u>福祉型</u>児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定児童発達支援事業所においても定めたものである。</p> <p>基準第10条第4項は、同条第1項の設備については、併せて設置する社会福祉施設の設備を兼ねることができることを規定したもの</p>



改正後	現行
<p><u>自由のある児童に対して治療を行う場合には、同条第1項の設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならないことを定めたものである。</u></p> <p>基準第10条第4項は、同条第1項の設備については、併せて設置する社会福祉施設の設備を兼ねることができることを規定したものである。</p> <p><u>なお、旧医療型児童発達支援事業所については、令和6年改正府令附則第3条の規定により、当分の間、基準第10条の規定にかかわらず、なお従前の例（旧基準第58条の規定）によることができるものとする。</u></p> <p><u>また、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けている旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所についても、令和6年改正府令附則第5条の規定により、当分の間、基準第10条の規定にかかわらず、なお従前の例（旧基準第10条の規定）によることができるものとする。</u></p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員(基準第11条)</p> <p><u>基準第11条は、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、指定児童発達支援事業所について、利用定員の下限を定めることとしたものである。なお、同条に規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。</u></p> <p>(2) 内容及び手続の説明及び同意(基準第12条)</p>	<p>である。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員(基準第11条)</p> <p><u>指定児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。なお、同条に規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。</u></p> <p>(2) 内容及び手続の説明及び同意(基準第12条)</p>

改正後	現行
<p>基準第 12 条第 1 項は、指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用申込者及び指定児童発達支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>基準第 12 条第 2 項は、利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>② 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容</li> <li>③ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項</li> <li>④ 指定児童発達支援の提供開始年月日</li> <li>⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付することとしたものである。</li> </ol>	<p>基準第 12 条は、指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用申込者及び指定児童発達支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>また、利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>② 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容</li> <li>③ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項</li> <li>④ 指定児童発達支援の提供開始年月日</li> <li>⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</li> </ol>

改正後	現 行
<p>なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(3) 契約支給量の報告等(基準第 13 条)</p> <p>① 契約支給量等の受給者証への記載</p> <p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定児童発達支援の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。</p> <p>なお、当該契約に係る指定児童発達支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達支援の量を記載すること。</p>	<p>なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(3) 契約支給量の報告等(基準第 13 条)</p> <p>① 契約支給量等の受給者証への記載</p> <p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定児童発達支援の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。</p> <p>なお、当該契約に係る指定児童発達支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達支援の量を記載することとしたものである。</p> <p>② 契約支給量</p> <p>基準第 13 条第 2 項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならないこととしたものである。</p> <p>③ 市町村への報告</p> <p>同条第 3 項は、指定児童発達支援事業者は、①の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。</p> <p>(4) 提供拒否の禁止(基準第 14 条)</p> <p>指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所</p>

改正後	現 行
<p>(6) サービス提供困難時の対応(基準第 16 条)</p> <p>指定児童発達支援事業者は、基準第 14 条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、<u>適当な他の指定児童発達支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない</u>ものである。</p>	<p>得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合は、</p> <p>① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>② 入院治療の必要がある場合</p> <p>③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらないものである。</p> <p>(5) 連絡調整に対する協力(基準第 15 条)</p> <p>指定児童発達支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。</p> <p>(6) サービス提供困難時の対応(基準第 16 条)</p> <p>指定児童発達支援事業者は、基準第 14 条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、<u>同条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等</u>の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>

改正後	現 行
<p>(7) 受給資格の確認(基準第 17 条)</p> <p>指定児童発達支援の利用に係る障害児通所給付費を受けることができるのは、通所給付決定保護者に限られることを踏まえ、<u>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等</u>を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(8) 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助(基準第 18 条)</p> <p>① 通所給付決定を受けていない者</p> <p>基準第 18 条第 1 項は、<u>指定児童発達支援事業者は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</u></p> <p>② 利用継続のための援助</p> <p>同条第 2 項は、<u>指定児童発達支援事業者は、利用障害児に係る通所給付決定の有効期間の終了に伴い、保護者が引き続き指定児童発達支援を受ける意向がある場合には、市町村が通所給付決定に通常要すべき標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該保護者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</u></p>	<p>(7) 受給資格の確認(基準第 17 条)</p> <p>指定児童発達支援の利用に係る障害児通所給付費を受けることができるのは、通所給付決定保護者に限られることを踏まえ、指定児童発達支援の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等<del>を確かめなければならない</del>こととしたものである。</p> <p>(8) 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助(基準第 18 条)</p> <p>① 通所給付決定を受けていない者</p> <p>基準第 18 条第 1 項は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</p> <p>② 利用継続のための援助</p> <p>同条第 2 項は、利用障害児に係る通所給付決定の有効期間の終了に伴い、保護者が引き続き指定児童発達支援を受ける意向がある場合には、市町村が通所給付決定に通常要すべき標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該保護者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p> <p>(9) 心身の状況等の把握(基準第 19 条)</p> <p>基準第 19 条は、指定児童発達支援事業者は、障害児に対して適切な指定児童発達支援が提供されるようにするため、当該障害児の心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。</p>

改正後	現 行
<p>(11) 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第 22 条)</p> <p>基準第 22 条は、指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとし、<u>金銭の支払い</u>を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに当該通所給付決定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得なければならないこととしたものである。これは障害児やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適</p>	<p>また、質の高い指定児童発達支援の提供に資することや当該障害児の生活の継続性を重視する観点から、他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(10) サービスの提供の記録(基準第 21 条)</p> <p>① 基準第 21 条第 1 項は、通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が、その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第 2 項は、前項の指定児童発達支援の提供の記録について、指定児童発達支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(11) 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第 22 条)</p> <p>基準第 22 条は、指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとし、<u>金銭支払い</u>を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに当該通所給付決定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得なければならないこととしたものである。これは障害児やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切</p>



改正後	現 行
<p>切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨であるが、障害児の便益を向上させるものについては、一定のルールをもとに通所給付決定保護者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>(12) 通所利用者負担額の受領(基準第 23 条)</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第 2 項は、指定児童発達支援事業者は法第 24 条の 3 第 8 項に規定する法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額のほか、障害児通所給付費（<u>肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合は、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費</u>）の支払いを受けるものとする事としたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第 3 項は、指定児童発達支援事業者は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる<u>こととしたものである。</u></p> <p><u>(ア)</u> 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)</p>	<p>な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨であるが、障害児の便益を向上させるものについては、一定のルールをもとに通所給付決定保護者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>(12) 通所利用者負担額の受領(基準第 23 条)</p> <p>① 通所利用者負担額の受領</p> <p>基準第 23 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定児童発達支援についての利用者負担額として、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)において定める額の支払いを受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第 2 項は、指定児童発達支援事業者は法第 24 条の 3 第 8 項に規定する法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額のほか、障害児通所給付費の支払いを受けるものとする事としたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第 3 項は、指定児童発達支援事業者は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p><u>(1)</u> 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)</p>

改正後	現 行
<p><u>(イ)</u> 日用品費</p> <p><u>(ウ)</u> 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、<u>(ウ)</u>の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。</p> <p>(13) 通所利用者負担額に係る管理(基準第24条)</p> <p>基準第24条は、指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定通所支援を受けたときは、他の指定通所支援に係る通所利用者負担額との合計額を算定しなければならない。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援事業者は市町村に報告するとともに、通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者</p>	<p><u>(II)</u> 日用品費</p> <p><u>(III)</u> 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、<u>(III)</u>の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付</p> <p>同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 通所給付決定保護者の同意</p> <p>同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(13) 通所利用者負担額に係る管理(基準第24条)</p> <p>基準第24条は、指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定通所支援を受けたときは、他の指定通所支援に係る通所利用者負担額との合計額を算定しなければならない。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援事業者は市町村に報告するとともに、通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者</p>

改正後	現行
<p>が必要とする部分について通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 障害児通所給付費等の額に係る通知等(基準第 25 条)</p> <p>① 通所給付決定保護者への通知</p> <p>基準第 25 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、<u>障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費</u>の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の交付</p> <p>同条第 2 項は、<u>指定児童発達支援事業者は</u>、基準第 23 条第 2 項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(15) 指定児童発達支援の取扱方針(基準第 26 条)</p> <p>① 基準第 26 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、<u>追ってお示しする「児童発達支援ガイドライン」</u>を参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めてい</p>	<p><u>等</u>が必要とする部分について通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 障害児通所給付費等の額に係る通知等(基準第 25 条)</p> <p>① 通所給付決定保護者への通知</p> <p>基準第 25 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の交付</p> <p>同条第 2 項は、基準第 23 条第 2 項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(15) 指定児童発達支援の取扱方針(基準第 26 条)</p> <p>① 基準第 26 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、<u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン(平成 29 年 7 月 24 日障発 0724 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。)</u>を参考に</p>

改正後	現 行
<p>る場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</p> <p>② <u>基準第 26 条第 2 項は、指定児童発達支援が、障害児の意思を尊重し、障害児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童発達支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、障害児及びその保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととしたものである。当該配慮に当たっては追ってお示しする「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意すること。</u></p> <p>③ <u>基準第 26 条第 3 項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきものであること。</u></p> <p>④ <u>基準第 26 条第 4 項は、指定児童発達支援事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。⑤及び⑥並びに(15の2)において同じ。）の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5 領域（「健康・</u></p>	<p>することが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</p> <p>② <u>同条第 2 項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたものである。</u></p> <p>⑤ <u>基準第 26 条第 5 項は、指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</u></p> <p>⑥ <u>基準第 26 条第 6 項は、指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うため、同項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項について、指定児童発達支援事業者が当該指定児童発達支援事業所の従業員による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価（⑦において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</u></p> <p>⑦ <u>基準第 26 条第 7 項は、指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価、保護者評価及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしたものである。</u></p>	<p>③ <u>同条第 3 項は、指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</u></p> <p>④ <u>同条第 4 項は、指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うため、同項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項について、指定児童発達支援事業所が自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</u></p>

改正後	現行
<p>(15の2) <u>指定児童発達支援プログラムの策定等(基準第26条の2)</u></p> <p><u>基準第26条の2は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、指定児童発達支援プログラム（(15)④の5領域との関連性を明確にした当該児童発達支援事業所全体の指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>なお、令和6年改政府令附則第6条の規定において、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までは、努力義務とされているが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい。</u></p> <p>(15の3) <u>インクルージョンの推進(基準第26条の3)</u></p> <p><u>基準第26条の3は、障害の有無にかかわらず、安心して共に育ち暮らすことができる社会の実現に向けて、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(16) 児童発達支援計画の作成等(基準第27条)</p> <p>① 基準第27条においては、児童発達支援管理責任者が作成すべき児童発達支援計画について規定している。</p> <p>児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(16) 児童発達支援計画の作成等(基準第27条)</p> <p>① 基準第27条においては、児童発達支援管理責任者が作成すべき児童発達支援計画について規定している。</p> <p>児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に</p>



改正後	現 行
<p>対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、<u>(15) の④の5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達の内容(行事や日課等も含む。)</u>、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載すること。<u>インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。</u>なお、児童発達支援計画の様式については、「<u>児童発達支援ガイドライン</u>」を参考にしつつ、各指定事業所で定めるもので差し支えない。</p> <p>また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、<u>障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</u>「<u>最善の利益が優先して考慮</u>」されるとは、「<u>障害児にとって最も善いことは何か</u>」を考慮することという。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得</p>	<p>対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達の具体的内容(行事や日課等も含む)、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、各指定事業所毎に定めるもので差し支えない。</p> <p>また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p>

改正後	現行
<p><u>るものである。</u></p> <p>② 児童発達支援管理責任者の役割</p> <p>児童発達支援管理責任者は、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>ア <u>個別支援会議の開催</u></p> <p><u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用も可能)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。当該会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援計画の原案の説明・同意</u></p> <p>児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること</p> <p>ウ <u>児童発達支援計画の交付</u></p>	<p>② 児童発達支援管理責任者の役割</p> <p>児童発達支援管理責任者は、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>ア 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること</p> <p>イ 児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること</p> <p>ウ 通所給付決定保護者へ当該<u>通所</u>支援計画を交付すること</p>

改正後	現 行
<p><u>通所給付決定保護者及び当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所へ当該児童発達支援計画を交付すること。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、児童発達支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。</u></p> <p>エ <u>モニタリング</u></p> <p>当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者の中で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること。</p> <p>(17) 児童発達支援管理責任者の責務(基準第28条)</p> <p>① 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</p> <p>ア 基準第29条に規定する業務を行うこと</p> <p>イ 他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</p> <p>② 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないものである。</p>	<p>エ 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者の中で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること</p> <p>(17) 児童発達支援管理責任者の責務(基準第28条)</p> <p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</p> <p>① 基準第29条に規定する業務を行うこと</p> <p>② 他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</p>

改正後	現 行
<p><u>また、児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められるものである。</u></p> <p><u>なお、児童発達支援管理責任者については、当該必要な助言・指導等を適切に行うため、都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。</u></p> <p>(19) <u>支援</u>(基準第 30 条)</p> <p>① <u>基準第 30 条第 1 項から第 3 項までは、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、児童発達支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性の確保</u>を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならないこととしたものである。なお、<u>支援の実施</u>に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>② 同条第 4 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させる」とは、適切な<u>支援</u>を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時 1 人以上の従業者に従事させることを規定したものである。</p>	<p>(18) 相談及び援助(基準第 29 条)</p> <p>基準第 29 条における相談及び援助については、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>(19) <u>指導、訓練等</u>(基準第 30 条)</p> <p>① <u>基準第 27 条の規定により、指定児童発達支援の提供に当たっては、児童発達支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を</u>目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって<u>指導、訓練を行うこと</u>。なお、<u>指導、訓練等の実施</u>に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>② 同条第 4 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を<u>指導、訓練</u>に従事させる」とは、適切な<u>訓練</u>を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時 1 人以上の従業者に従事させることを規定したものである。</p>